

年収別大調査! ビジネスマン1000人の家計簿

二〇一三年六月一日発行・発売 毎月二回 第二・第四月曜日発行・発売 第五巻第一七号 昭和三十八年五月八日 第三種郵便物認可

# PRESIDENT

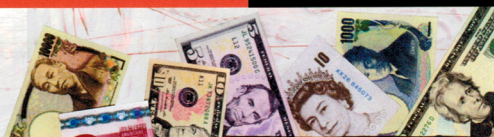
プレジデント 毎月第2・第4月曜日発売 2013 7.1号

定価 690円

儲けた人は知っている

Strategies for financial success

## お金の 新常識55



part 1 どうなる「給料、物価、税金」20

ボーナス ● 食費 ● ガソリン代 ● ローン金利 ● 個人年金 ● 贈与税 ● 住宅ローン控除 etc.

part 2 「うまい投資話」のウソ、ホント20

中小型株 ● IPO株 ● 国債 ● マンション投資 ● 投資信託 ● 定期預金 etc.

part 3 「ラクして小銭を稼ぐ」家計術15

クレジットカード ● 電子マネー ● 保険見直し ● スマホ代 etc.



マツダがトップ! 「ボーナス伸び率」ランキング40

### 100万円の非課税枠で 五年間運用できる

二〇一四年一月から新たな証券優遇税制、NISA(日本版ISA)が少額投資非課税制度がスタートする。二三年、二月末までの一年間実施され、毎年一〇〇万円までの非課税枠を得られ、そこから生じる上場株式や公募株式投資信託の配当と譲渡益を、最長五年、非課税でできる制度だ。その間の累計では、最大五〇〇万円が非課税枠となる。

非課税を享受するには、まずは通常の株式口座や預金口座とは別にNISA口座(非課税口座)を開く必要がある。二〇歳以上の国内居住者であれば、口座を開設することができ、なお、NISAの非課税口座は、原則一人一口座しか開設できない。現時点では、当初四年間は金融機関の変更もできない。そのため、NISAを利用するにあたっては、金融機関選びも重要になる。投資の選択を広げる意味では、目揃えが豊富なことが望ましいし、手数料も安いほうがいいだろう。投資目的にあった商品やサービスが用意されていることも重要だ。口座開設の申請は、その二一日から始まるが、焦らずに、自分の運用目的に適した金

## 少額投資非課税制度を賢く利用するには

### NISAのしくみはこうなっている

非課税期間(5年)終了後は、2つの選択がある

① 次の非課税投資枠への移管

時価100万円までの範囲で可能

② 課税口座への移管

移管時の時価が取得価格になる



出所:フィデリティ退職・投資教育研究所の資料をもとに編集部作成

### 野尻哲史

フィデリティ退職・投資教育研究所所長

## 三十〜四十代には毎月積み立て投資が適している

金融機関を選びたいものだ。運用開始から五年経過したら、課税口座(特定口座や一般口座)に移すことも、一〇〇万円までなら次の非課税期間の投資枠に移管、さらに五年運用することもできる。課税口座に移管する場合は、その日の時価を取得価格となる。つまり、当初の投資額が一〇〇万円、課税口座移管時の時価が一五〇万

のり・さとし ●一九九九年、岐阜県生まれ。一橋大学、国内初の証券投資講座を経て、二〇〇七年より現職。著書に『老後暮らし50代夫婦の生き残り術』など多数。

円だった場合、その後の運用の結果二〇〇万円に殖えても、課税の対象となるのは一五〇万円と一〇〇万円の差額の五〇万円のみで済む。ちなみに、五年経過後の時価が七〇万円だと、課税口座に移管して二〇〇万円まで殖えた場合、一三〇万円が課税対象になってしまふ。運用損が出てしまった場合は、六年目に新たな非課税枠に移して運用したほうが良い(図①)。

「非課税口座では、どんな商品も運用するのがいいか」という質問をよく受ける。この問いに対し、「NISAを目的にするのではなく、運用目的を達成する手段(ツール)として活用してほしい」というメッセージを發した。

本来、資産運用は、運用の目的や運用期間、投資資金、リスク許容度などによって、ポートフォリオが異なるものだ。たとえば、老後資金の準備と子どもの結婚費用の準備とは、目的・運用期間も異なるため、利用する商品も違って行く。それと同じだ。

年代によっても、NISAの活用方法は異なる。三十〜四十代の資産形成層は、非課税口座を使っ

て毎月積み立て投資をし、長期投資を始めるきっかけづくりをするのに適している。五年経過時に積み立てた資金が一〇〇万円になっていなければ、六目的の非課税口座に移管し、一〇〇万円になるまで積み立てを続ける。運用商品を選ぶ際は、一年決算型など分配金を出さないタイプの投資信託で、元本の成長を目指すのがいいだろう。五十〜六十代ならば、NISAを活用して、老後の生活費を補てんする資金をつくりたい。毎年、非課税上限の一〇〇万円に近い額を投資し、五年後に一〇〇万円分を上回った分を課税口座に移し、元本の一〇〇万円は非課税口座に移管することを毎年繰り返す。ただし、一〇〇万円を下回った場合、全額を非課税口座に移管し、運用を続ける。

すでにリタイアしていて、分配金を生活費の一部に充てたいなら、非課税口座で毎月分配型ファンドを購入し、分配金を非課税で受け取ることも考えられる。ただし、分配金が「元本払戻金(特別分配金)」の場合は、非課税の対象でないので注意が必要だ。

# サラリーマン「確定申告」入門、どのくらいお金が戻るか

毎月の新聞代、スーツ代から取引先のお中元やお歳暮、英会話スクール代まで。これ全部、経費で認められ、お金が戻ってくるって本当？

## キヤバクラ、ゴルフも経費扱いOK

収入を増やすのが難しい昨今、せめて手元にあるお金を減らさないようにしたい。そう考えているビジネスマンにとって朗報があります。それが「特定支出控除」制度の改正です。

制度を説明する前に、税金の仕組みについて簡単におさらいしておきましょう。稼いだ分の収入から、必要経費や控除などを引いたものが所得です。この所得を基準にして、所得税や住民税などの税金が決まります。つまり経費が多くなるほど、所得が減るので納める税金も少なくて済む。だから自営業者は、経費として申告できる領収書を集めようとするのです。

一方、会社員も取引先におこつたり、スーツを買ったり、自腹で経費を使う機会があります。それなのに必要経費を申告できないのは不公平ではない

## スーツ代、本代、飲食費は経費で落とせる！

年収 - 給与所得控除 - 特定支出控除 - 所得控除 = 課税所得

×10% = 住民税  
×●% = 所得税

195以下	5%
195超~330以下	10%
330超~695以下	20%
695超~900以下	23%
900超~1800以下	33%
1800超~	40%

65未満	全額
65~180以下	年収×40%
180~360以下	年収×30%+18
360~660以下	年収×20%+54
660~1000以下	年収×10%+120
1000~1500以下	年収×5%+170
1500~	245

● 勤務必要経費 (最高で65万円までの図書費、衣服費、交際費)

● 帰宅旅費・資格取得費・研修費・転居費・通勤費

この合計額が給与所得控除の1/2を超えたものについて認められる

か? という意見が一部でありました。しかしこの指摘は必ずしも正しいとは言えません。会社員には「給与所得控除」という控除があるからです。これは収入ごとにくらば控除されるかが定められています(表参照)。たとえば実際には使っていないけれども、これだけの金額が必要経費として見なされるのです。

実はこれまでも、会社員が必要経費を申告できる「特定支出控除」の制度は存在しました。ただしそのハードルが高く、扱われるのは「給与所得控除」を超えた金額。つまり年収100万円の会社員であれば、必要経費を200万円使ったとしても、1万円の額が控除として認められる。くわえて対象になるのは転居費や研修費など、日常的にそれほど使わないであろう用途に限られていました。要は不公平だという批判をかかわすためにつくられたような制度で、利用しているのが年間で10人に満たなかったのです。そこで平成二五年から(申告は二六年から)制度が改

正されました。新しい制度は何か変わったのか。まず足切り額が、給与所得控除を超えた額から、その二分の一を超えた額へと一気に下がりました。たとえば年収800万円なら、100万円を超えることが条件になります。

さらに適用される経費の範囲も拡大しました。多くの会社員にとって嬉しいのは、よく使う図書費、衣服費、交際費が「勤務必要経費」として認められるようになったことです。たとえば図書費。仕事に関連するものなら、書籍に限らず、新聞でも雑誌でもOK。情報収集に必要という理由があればお咎めなしでしょう。

スーツ代は、衣服代として申告できます。私生活でも利用できる靴下や下着は難しいかもしれませんが、ワイシャツやネクタイは対象になる。またクールビズを推奨している会社で、着用する服の規定がある場合は、ポロシャツも認められる可能性があります。

もつとも使い勝手よさそうなのが、交際費です。「得意先や仕入先に対する接待、供応、贈答などの支出」交際費」という国税庁の定義に従えば、その対象範囲は結構広い。得意先と一緒に買った飲食店はもとより、スナック、キャバクラ、ゴルフでも認められるでしょう。現在は取引がない相手でも、新規開拓という目的なら該当するし、お中元やお歳暮にかかる費用は全く問題ありません。

ただしこの「勤務必要経費」は、図書費、衣服代、交際費あわせて六五万円までと上限が決まられています。使ったら使っただけ、ということではないので、ご注意ください。

職務に必要な技術や知識を習得するため、使用した研修費や資格取得費も「特定支出控除」の対象です。英会話スクールへ通う、中間管理職がマネジメントのセミナーに参加する。受講料だけでなく、交通費も含まれるというのが一般的な解釈です。また今までは弁護士、税理士、公認会計士など、特定の業務を営める資格取得は控除の対象外でしたが、改正によって認められるようになりました。

その他、単身赴任の会社員が自宅に帰る際の交通費は帰宅旅費、転勤に伴う引っ越し代や宿泊費が転居費として控除に含まれます。通勤に必要なガソリン代、車両の修理代などは、通勤費

## 年収700万円で10万円超の節税効果がある場合も!

項目	内訳	合計
衣服費	スーツ代 8万円、靴 3万円	11万円
図書費	新聞購読費 4万円、書籍・雑誌代 11万円	15万円
交際費	取引先との飲み代 35万円、ゴルフ代 12万円、中元・歳暮代 5万円	52万円
通勤費	自動車通勤で使ったマイカーのガソリン代 5万円、修繕費 10万円	15万円
転居費	転勤でかかった引っ越し代 20万円	20万円
研修費	英会話スクール 36万円	36万円
合計		136万円

衣服費、図書費、交際費は計 78万円だが、この3つの合計(勤務必要経費)で経費として認められるのは65万円まで

**8.3万円の節税効果あり!**

	年収	給与所得控除	特定支出控除	税金
通常なら...	700万円	190万円	なし	57.8万円
確定申告すると...	700万円	190万円	41万円	49.5万円

136万円(対象経費合計) - 190万円(給与所得控除) ÷ 2

として計上できるはずですが。一部、推測で語っているのは、今年から適用される制度で、過去の事例がないからです。税務署も様子見でチェックが甘くなるのではないかと、という見方もあります。だからこれはダメだろうと勝手に線引きせず、使えそうな経費に関しては自分の名義で領収書をもたうなりして、申告の材料になりそうなものは捨てないでおきましょう。確定申告する際、税務署に向かう前にはしておくべき手続きがあります。それは会社に「こういう経費を使いました」と報告し、証明書に承認のハンコを押してもらうことです。いかにも手間がかかりそうですが、ハンコを押すだけではありません。「仕事のために必要だったんです」と押し切れば、おそろしく認められるのではないでしょう。また税務署としては会社の判を押してあることが前提になるので、よほど高額でない限り、書類を丹念にチェックする可能性は低いと思います。

## 医療費10万円以上使った年も忘れずに!

改めて「特定支出控除」を見直すと、ハードルは今までよりも確実に下がりました。しかし年収七〇〇万円の会社員の場合、認められる必要経費は九五

万円を超えた額から。それも「勤務必要経費」は六五万円が上限なので、それ以外の通勤費や研修費などで三〇万円以上の出費が必要になります。これだけの額を日常的に使う会社員は、それほど多くはないような気がしますが、だから資格取得のための学校に通うなど支出がかさんだ年に活用する、という意識で向き合うのがいいでしょう。このほかにも会社員が自ら確定申告をしなければいけないときがあります。たとえば副収入がない、必要経費を差し引いた所得が二〇万円を超えた場合、税務署には会社から誰にいくら払ったという支払調書が回ってきますから、申告したほうが無難です。もし社内規定で副業が認められていても、あまり知られたくないという人は、確定申告書の「住民税に関する事項」欄の「自分で納付する」にチェックを入れます。そうすると納付書が自宅に届いて、会社には情報が伝わりません。また、家族分を含めて医療費を一〇万円以上使った年、住宅ローンで家を買った年、寄付をした年は確定申告を忘れないようにしましょう。税金が必要以上に天引きされていけば、確定申告によって戻ってきます。たとえそれがお小遣い程度の額だとしても、この時代には貴重なお金。会社員も普段から給料明細に目を通して、税金に対して敏感になることをお勧めします。